

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月4日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第26号

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市市税条例(平成17年伊勢崎市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2中第10項を第12項とし、第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年伊勢崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「伊勢崎市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げ

る」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 8 2 条 第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
第 8 2 条 第 2 号ア(ウ)a	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
第 8 2 条 第 2 号ア(ウ)b	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
附則第 1 6 条	第 8 2 条	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年伊勢崎市条例第 2 5 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条
附則第 1 6 条の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(イ)
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
附則第 1 6 条の表第 2 号ア(ウ)a の項	第 2 号ア(ウ)a	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(ウ)a
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
附則第 1 6 条の表第 2 号ア(ウ)b の項	第 2 号ア(ウ)b	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(ウ)b
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中伊勢崎市市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）附則第5条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月4日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第27号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を附則第18項とする。

附則第15項中「若しくは第42項」を「、第42項、第44項若しくは第45項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第14項中「附則第6項及び第8項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第7項、

第 9 項及び第 10 項」を「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項から第 11 項まで」を「附則第 11 項から第 13 項まで」に、「附則第 11 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 13 項中「附則第 11 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 12 項を附則第 14 項とし、附則第 11 項を附則第 13 項とする。

附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 7 項を附則第 9 項とし、附則第 6 項を附則第 8 項とし、附則第 5 項の次に次の 2 項を加える。

(法附則第 15 条第 4 4 項の条例で定める割合)

6 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

(法附則第 15 条第 4 5 項の条例で定める割合)

7 法附則第 15 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 29 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 4 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 28 号

伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童クラブ条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

伊勢崎市赤堀南小学校放課後児童クラブ	伊勢崎市堀下町 308 番地 2
--------------------	------------------

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 4 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 29 号

伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢崎市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条及び第 36 条中「令第 11 条」を「令第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。